

『福祉国家への歩み』

〔書評〕

モーリス・ブルース著・秋田成就訳

『福祉国家への歩み——イギリスの辿った途——』

第4版 一九八四年二月 法政大学出版局

小倉襄 一一

I

私たちの現実のなかで福祉国家(welfare state)についての実質や概念は、その確実性一たしかなで、それを急速に喪失しつつある。福祉国家という体制についてはあまりあからさまではないがいかがわしかつたり、怠惰なるものや、"愚者の楽園"を意味するような裏みの文脈のなかで語られる傾向さえある。行政改革の論点のあれこれ、民間の活力、新しい自助強調や自立論に至るあどいかに福祉国家についてのこの崩解感覚のなかで視られている部分がある。一方で"英國病"についての指摘も横行した。

黄昏の、まわり dull で、もうもない症候群として英國の陥っているんだ陥糞を警告として語る論法も目立っている。英國が福祉国家の典型的というのではないが戦後のベヴァリッジ革命の諸条件や

とくに労働党政権による National Health Service の創設とその持続などに私たちが英國を行った。まあまあの政策選択を福祉国家と等式にみるとことは当然ともいえるのである。そして、この福祉国家一英國は病んでいた。しかも不治にかかって、う情報や分析は、さらに福祉国家の実質やそれへの期待を急速に色褪せたものに仕立てているのではないか。

M・ブルースの『福祉国家への歩み』——イギリスの辿った途——(第4版) Maurice Bruce The Coming of the WELFARE STATE. fourth edition. (秋田成就訳一九八四・法政大学出版局) は、わざわざ私たちの周辺に撒き散らされている福祉国家についてのあわめて意図的で巧妙なイメージ・ダウン、その多くはさきの英國病—症候群をあれこれと恣意的に紹介する態の皮相、浅薄なものが多いのに対して決定的な重厚さと精緻な論証によって対抗した業績と

もじるやうのやう。

著者のブルース教授は訳者のあとがきによれば一九一一年生まれ、ロンドンのキングスカレッジにおいて歴史学を専攻しケムブリッジ大学の大学成人教育課程のレクチャラー、一九四七年シーフィルド大学教授、一九五八年同大学のディレクターに就任という

碩学である。本書の土台として社会政策史料を収集した *The Rise*

of the Welfare State—English Social Policy 1601-1971

がブルース教授の編集によって刊行されている。本書は公刊後大きい反響を呼び、福祉国家についてのスタンダード・ワークとして多くの大学の教材として使用され、アメリカにおいても反響を呼びアメリカの各大学でも講義、さらにブルース教授は一九六七年来日、各大学でも講演したことがある。本書の日本語版の序文においてブルース教授は「未來の」とばつねに不確定だといふべき社会的条件と伝統におけるあらゆる差異にもかかわらず、西欧社会における多くの利点を自らの目的に適合させることを知っている日本は、イギリスが近代産業と民主的社会の調整のため、障害を克服すべく試みた歴史の中になんらかの意義を見いだしていくことであろう」と述べている。わが国では福祉国家の基質への了解も、実質の定着も浅く不確実なままに推移してきた。いまさきに触れたように福祉の岐路にたって、漠然たるものであったとしても、人々がくらしのなかで視たり、考え方とした福祉国家の条件は危機にある。そしてその次にくる体制は、人々の福祉の確保にとって責任のある国家や社会であるとはどうてい考えられ

ない。福祉国家の歴史は本書によって英國の風土と歴史のなかに詳細に描出されているが本書はいさむか意図的で慎重さを欠くわが国の福祉国家批判に対置できるものとも適切な文獻ともいえるものである。

## II

ブルース教授の「*The Coming*」が、その標題のしめすようには英國が辿り、到達した福祉国家へのはるかな道程を史実によつて解説しようとしている。訳者の秋田成就氏によれば、福祉国家はそれを目標とする歴史的概念であること、とくに国家と民衆とのかかわり方につながる本質的問題（秋田氏）としてみるとべきだという指摘はとくに重要であろう。本書の解説をしようとした福社国家—英國の途上が、あわめて錦織した過程であり、迂余曲折の積み重なりとしてとらえられている。わが国においても多くの福社国家論が公刊されているがこの歴史的概念として、この積み重なりの検証は不充分であった。史実の豊富な例証があつて早急なイデオロギー的批判や図式的方法は一切用ひないでたんねんな史実の集積に裏づけられたうえに本書の記述がなされている。本書の構成は結びをいれて八章に区画されている。とくに第一章は福社国家の基礎を概観するものでブルース教授の福社国家の全体について視野がよみとれる部分である。たとえば到来（coming）ふじゅ表題は形成（making）と同義にあらえむが慎重な過程を提示するためには coming を採用したこと。のコトバの選択

## 『福祉国家への歩み』

本書の構成のベースとなるブルース教授の "方法" を最初からしめすものである。福祉国家は政治哲学または社会哲学といったものの直接の産物ではない。かのベヴァーリッジ、その人さえ福祉国家なるものを計画したことはないと述べている。この章では英語における福祉国家の確立——一九四五年から八年間、教貧法に終止符を打ち、福祉国家の骨格と礎石を築きあげた事実の指摘、あるいは確認にはじまつてゐる。このを起点として、社会保険のシステム、福祉サービス、地方サービスの機構、保健・環境サービスのシステムについて一九世紀段階の諸制度と現代の状況との相関をとらえている。失業労働者法（一九〇五年）、老齢年金、労働党と福祉国家、National minimum、貧困と豊富、景気変動などの福祉国家を理解するうえでの基礎的な項目が簡潔に史的過程を加えて記述されている。この項の終りの部分にブルース教授による福祉国家への問についての回答がある。福祉国家の、目的は、社会の中で暮らしている大多数人の人々に対してほとんどなんの顧慮も払うことなく成長し、そして一八三四四年の教貧法制度に現れていたようだ。発展は自然のなりゆきに委せよ、と説いた近代の社会経済制度がもたらした現実の社会問題と害悪を匡正するために、長年にわたって積み重ねられた努力の集積である、と答えるのが最も正しいであろうという。平明で具体性のある規定で、とにかく長い年月にわたる積み重ねられた努力の集積という定義が本書を理解する重要な論点である。第一章の終りに Welfare State の用語の起源についての説明がある。一九〇九年の「国民予算」

が Welfare Budget と呼ばれた際、Welfare-Service and Agencies へこういふ名称が使用されたといふ。マイケルによれば、一八八〇年代にビスマルクの創設した社会保険制度は Wohlfahrt Staat という語を充てたがこの言葉の起源ははつきりしてしない。一九三〇年代の經濟不況のなかで市民の福祉についての民主的な政府の関心の高まりがつら Welfare State へこう語を創出した。この語はオックスフォード大学のアルフレッド・ワインマルマンの造語といわれ彼はこれをファシスト指導者らのいわゆる権力国家（Power State）との対照を強調するために使用した。さらに一九四一年のウイリアム・テンブル師の『市民と聖職者』のなかで初めて活字となり、一九四二年のベヴァーリッジ報告書によつて、英國においてより広い含意で普及した。ベヴァーリッジ自身は Welfare State よりも Social Service State という概念を使つた。一九四九年以降に英國からアメリカに侵透した。この経過を要約していく。

第二章以下第七章はこの福祉国家への長い積み重ねのあゆみが克明に紹介されている。この部分を読みしていくキーポイントは、たとえば、ディズレーリーの「二つの国民」（two nations）の存在、そしてその大多数が民衆（people）であつて市民（citizens）ではないたゞく、権利という言葉とともに、国民と市民としての政府との結びつきを強化し、彼らの状態を改善するための手段を提供するものであることを自ら実証する過程をとくに重視する必要の強調である。だから現在から過去、一

〇〇年の間、とくにこの五〇年間に、昔の政府ではとても手にすることのできない財力と詳細な情報の下に、国家の権力を自由と福祉の拡大のために使用できること、否、それがまさに自由の条件やそれがあることが証しされたという。徳律な集団主義 (collectivism) と福祉国家の思想のこの間における状況についても重要な指摘がある。その前史こそ第二章 (背景と起源) から第七章 (バヴァリックとその後)、とくに、第五章 (転換期一九〇五年—一四年の社会改革)、第六章 (両世界大戦の間) などの論証にかかる部分である。ブルース教授は、福祉国家の物語は……英國人が初期エリザベス時代の意図と理想に対する義務を忘れるところなく、新たなる社会的責任の体制を歴史段階のそれそれに確立していく過程であるとの歴史の重きを強調している。

英國教育法史の研究は公的扶助にとどまらず、社会政策、労働保護、社会保障のすべてにとって必須の前提となっているが、こうした個別テーマをつみこんでやはり福祉国家論は教貧法への理解を前提とすることになる。第二章 (背景と起源) は、その内容のほとんどが、教貧法の説明とその背景、制度、施策効果などの解説に充てられている。歴史のなかの教貧法、教区 (parish) のシステム、エリザベス体制、コモン・ウェール、地方行政、清教徒とレッセフェール、居住権法 (一六六一年)、児童労働、この時代の貧民を仕事に就けることの動機づけ、施設としての Work House, House of Correction, Abiding Place, Poor House などの簡潔な機能についての解説がある。後章においてもやてくるがブル

## 『福祉国家への歩み』

ース教授の方法は、この部分においてもたんに教貧法の編年史的な論証ではなくて、さきの積み重ねに留意して、一九四八年—教貧法の終焉に遡る経過の全体に教貧法の原則やその思想がかわりつけた事態をかねあわせていくという方法を採用している。また、サフォークの詩人ジョージ・クラップの『村』 (一七八三年) の詩句などの引用があつて当時の貧民抑圧やその情念にいたるまで生々とした描寫がある。一五九八年法からスピーナムランド制 (一七九六年) に至る教貧法史が福祉国家への道程に占める位置づけを解説しており、わが国の従来の教貧法史研究が扱っていない実証や解説がきわめて豊富であるといえよう。第三章では産業革命の衝撃の項であつて、社会問題としての貧困、それを住家、過密、不潔とコレラの蔓延をふくむ傷病、労働問題、工場法、チャーチスト運動、労働組合運動などについて論述する。記述は私の印象では、柔軟で、しばしば視覚に再現されるような当時の貧民や初期労働者像が社会問題の枠ぐみのなかで描かれている。とくに、この期では、エド温ン・チャドウイックの社会・衛生改革と彼の働きを強調して、福祉国家思想とチャドウイックの役割を重視している。第四章は、ヴィクトリア時代の教貧法、第五章の一九〇五年—一四年の社会改革、エドワード時代の英國の明暗の二つの章は、本書の中核的な部分であつて、ここに福祉国家のベースが構築されていく過程が説明されている。とくに一八三四年教貧法改正、勅命委員会報告の考え方、ベンサムと功利主義、教貧法の適用の局面としての地域変動(農村地帯と工業地帯)、代

## 『福祉国家への歩み』

替的援助のシステム、あるいは、行政機構、友愛組合(friendly society)などの集約がある。さらに代替的援助としての予防・環境予防・保健サービス・住宅立法、初等・中等教育改革にも言及し、英國社会事業史やC.O.S運動との関連において重要な人物として、ジョン・サイモン、オクタヴィア・ヒルなどの行動、その事蹟が、福祉国家にとっていかなる意味ととかかわりをもつたかについて詳細な分析がなされている。大学七ツツルメンと社会調査、チャーチルズ・ブース、シーボーム・ロウントリー、ロイド・ジョージ、ウインストン・チャーチル、などの役割と自由党の計画を二〇世紀初期の社会思想と社会意識の主題として扱っている。

自由党の改革としては、老齢年金、国民健康保険、失業対策、対人福祉とよばれてもいいような福祉サービスの開始へと記述はす正在する。本書の一つの特質は、福祉国家の到来に働くいたしまさまないニシアタイプを重視し、時代と人物のかかわりに深い洞察を行っている点にある。第五章のしめくくりには、ウェッズ・夫妻とチャーチルによって二つ側面からの同時代の批評にあてていることにもこの特質があらわれている。

第六章は両大戦の間を扱っていて、この部分だけでも一つのまとまった著作のかたちと考えうる容量をもつていて、労働党の台頭と影響、フェビアン主義の動向、戦後の安定政策、とくに、チャーチル、エンバレンの改革志向、失業問題対策の屈折、都市問題、児童保健問題、社会調査と生活水準、年金計画、病院システムなどの多方面の主題とその相互の関連や政策決定の背後に動いた諸

条件を説明している。終章としての第七章はベヴァリッジとその後であって、この章では戦争(warfare)やなく福祉(welfare)を、ベヴァリッジ報告書、社会保険、国民保健サービス、国民扶助、家族手当などを英國の戦後状況の課題と到達点をどう考えるかについての記述で完結している。本書は大河のような福祉國家・英國の流れ、その挫折と積み重ねを私たちにとって多くの未知の史的事実の教示をくわえながら記述している。このことによつて本書は福祉国家論のみならず英國社会問題史、あるいは福祉サービス史としても大切な文献といえるのではないか。

### III

ブルース教授は、一九四八年の段階で達成されたもの、福祉国家という言葉が現実に意味するところのものを要約している。

第一に、必ずしも稼得力に相応し、また保険と援助の両者に理念の根柢を置くとは限らないが、すべての人々に、つねに、最低限度の所得が保障されていること。

第二に、生計の資の獲得力を中断、または喪失させる生活上の事故に対し、名目的には完全に社会保険制度による保護が与えられていること。

第三に、家族の資力によってその子供を十分に養護できるように、家族手当による子供への特別の保護が与えられていること。

第四に、大部分の個人が自力でまかなうことのできる以上の、高い共通の基準により、そして受給者個人の利益になるとともに、

社会全体の利益という観点から提供される、総合的給付、教育および医療・保健の各サービスが存在すること。

第五に、金錢給付より、むしろ、物および人によるサービス、すなわち住宅の提供、老人ホーム、児童福祉、ホームヘルプ、ワゴンによる給食（学校給食）、その他の環境および福祉サービスが存在することである。経験の示すところによれば、ここにこそ、自發的サービスと公的なそれとの協力による稔り多き活動領域があるものである。

さらに基準については十六世紀にその起源をもつ「最低限」（ミニマム）という伝統的な定めに発しているし、他のものは「最適条件」（オプティマム）すなわち現代の制度が可能とし、そして、財政の許す限りでの最高のサービスをすべての人に与えるという新たな概念に由来しているとつけ加えている。

ヴァリッジ報告書の考え方と当然に相似の部分があり、この機能的な定義は福祉国家の総体構造からみるとかなり偏りと狭いということは否めない。しかし、この率直な定義のなかに英国の辿ったcoming、そのぼう大なつみかさねの背景と公・私の努力が裏打されている。

本書との関連では、W・A・ロブソン『福祉国家と福祉社会』（東京大学出版会・一九八〇年）あるいは、本書の部分を構成している医療・保健を中心とした分析から現代に至る英國の福祉国家の側面についてはB・ニイベル・スマス『英國の病院と医療』（保健同人社・一九八一年）などを併読することによって、さらには

ブルース教授の福祉国家論による私たちの現実への教示は奥深いものになるにちがいない。

訳者 秋田成就氏は原著のきわめてむつかしい内容と文脈について達意の訳文として仕上げてある。

法政大学出版局・一九八四・三月  
(五三三頁 原注 三〇頁)